

# 西宮市あいサポート運動実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会を目指し、本市の将来像である「ともに生き ともに支えあう 共生のまち西宮」の実現に向け、本市におけるあいサポート運動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の一部を市長が適当と認める福祉団体（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) あいサポート運動 市民が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある人に温かく接するとともに、障害のある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- (2) あいサポーター あいサポート運動を実践する者をいう。
- (3) あいサポートバッジ等 あいサポートバッジ（あいサポート運動を象徴するバッジであって、別記の形状のものをいう。以下同じ。）及び障害の主な特性や必要な配慮などをまとめたリーフレット（以下「リーフレット」という。）をいう。
- (4) あいサポート企業等 あいサポート運動に取り組むものとして西宮市（以下「市」という。）又は受託者が認定した企業又は団体をいう。
- (5) あいサポーター養成講座 原則として市及びメッセンジャーが行う障害の特性、障害のある人への必要な配慮等の理解を促進するための研修であって、あいサポート運動に関する説明を含めるものをいう。
- (6) メッセンジャー あいサポーターであって、あいサポーター養成講座の講師を務めるものとして市に登録した人をいう。
- (7) あいサポートメッセンジャーテキスト メッセンジャーがあいサポーター養成講座を実施するための要領をいう。

## 第2章 あいサポーター

### (あいサポートバッジ等の交付)

第4条 市又は受託者は、あいサポーター養成講座を受けた人に対し、あいサポートバッジ等を交付する。

### (あいサポーターの役割)

第5条 あいサポーターは、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) リーフレット等を使用し、障害の特性、障害のある人への必要な配慮等を理解すること。
- (2) 障害のある人が困っているときに、「ちょっとした手助け」を行うこと。
- (3) あいサポートバッジを着用し、障害のある人が気軽に手助けを求められるように配慮すること。
- (4) あいサポート運動を周知すること。

### 第3章 あいサポート企業等

#### (あいサポート企業等の要件)

第6条 あいサポート企業等は、職員又は構成員（以下「職員等」という。）を対象としたあいサポーター研修に取り組むとともに、原則として次の各号に掲げる取組のいずれかに努める企業又は団体（以下「企業等」という。）でなければならない。

- (1) 職員等を対象としたあいサポートバッジの着用の推奨
  - (2) 職員等にリーフレットを読むことの推奨
  - (3) 事務所、店舗等へのチラシ等の掲示
  - (4) 当該企業等が作成する広報物、ホームページ等における、あいサポート運動に関する当該企業等の取組み状況の掲載
  - (5) 当該企業等が作成する機関誌等における、職員等の障害がある人に対する取組の紹介
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該企業等において、あいサポート運動の理念の普及促進が図られると認められる独自の取組の実施
- 2 前項の企業等は、次のいずれかを一の単位とし、西宮市内に住所を有する企業等とする。
- (1) 当該企業等の全部又は一部の事業所をまとめたもの
  - (2) 当該企業等の各事業所

#### (あいサポート企業等の認定)

第7条 あいサポート企業等の認定は、前条第1項に規定する企業等が同条第2項に規定する単位ごとに市又は受託者に申請書を提出して行う。

- 2 前項の申請書（以下「あいサポート企業等認定申請書兼変更届出書」という。）には、少なくとも次に掲げる項目を含めるものとする。
- (1) 企業等の名称及び所在地
  - (2) 代表者の氏名及び所在地
  - (3) 事業内容
  - (4) 職員等の数
  - (5) 担当者の氏名及び電話番号等の連絡先
  - (6) あいサポート企業等として取り組む予定の内容
  - (7) その他、企業等の独自の取組で、あいサポーターの理念の普及促進が図れると認められるもの
- 3 市又は受託者は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、あいサポート企業等の認定を行わないことができる。
- (1) 申請する企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団であるとき。
  - (2) 申請する企業等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なう恐れのあるものであるとき。
- 4 市又は受託者は、あいサポート企業等の認定を行ったときは、申請者に対し、認定証を交付するものとする。
- 5 前項の認定証には、少なくとも次に掲げる項目を含めるものとする。
- (1) 企業等の名称
  - (2) 企業等の所在地
  - (3) 認定番号

#### (あいサポート企業等の変更の届出)

第8条 あいサポート企業等は、申請内容に変更が生じた場合であって、認定の要件に影響を及ぼす場合は、当該変更を市又は受託者に届け出なければならない。

(あいサポート企業等の取組状況の報告)

第9条 あいサポート企業等は、あいサポート企業等としての取組状況について、市又は受託者から報告を求められた場合、市又は受託者に対し、報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市は、あいサポート企業等が第6条に規定する要件を欠くと認める場合、第7条第3項各号に該当すると認める場合、及びその他市長が適当でないと認める場合は、あいサポート企業等の認定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定により認定を取り消すときは、その旨を当該あいサポート企業等に通知する。

3 前項の規定によりあいサポート企業等の認定を取り消された企業等は、認定証を返納しなければならない。

#### 第4章 あいサポーター養成講座及びメッセンジャー

(あいサポーター養成講座の実施)

第11条 あいサポーター養成講座は、あいサポーター養成講座の受講を希望する人又は企業等の申込みにより、又はメッセンジャーが企画するところにより、実施する。

2 メッセンジャーが企画し、あいサポーター養成講座を実施する場合は、当該メッセンジャーは市又は受託者と協議した上で実施する。

(申込みによるあいサポーター養成講座の実施)

第12条 あいサポーター養成講座の受講を希望する人又は企業等は、市又は受託者にあいサポーター養成講座申込書(以下「申込書」という。)を提出するものとする。

2 申込書には、次に掲げる事項のうち必要な項目を含めるものとする。

- (1) 講座の名称
- (2) あいサポーター養成講座の日時
- (3) 講座の主催者
- (4) 講座の場所
- (5) あいサポーター養成講座の対象者及び人数
- (6) 担当者の氏名及び電話番号等の連絡先

3 市又は受託者は、申込書の提出を受けた場合は、メッセンジャーに対し、あいサポーター養成講座の実施を依頼することができる。

(あいサポーター養成講座の内容)

第13条 あいサポーター養成講座の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、受講者の都合によっては、その一部を実施しないこと、又は別の方法に代えることができる。

- (1) あいサポート運動の概要説明
- (2) 障害の理解についての説明
- (3) 障害の特性、障害のある人への必要な配慮等の理解を促進するためのDVDの視聴
- (4) 障害の理解についてのグループワーク

(あいサポーター養成講座に係る用品及び費用)

第14条 市又は受託者は、あいサポーター養成講座を受講する人に対し、あいサポートバッジ等を交付するとともに、あいサポーター養成講座に必要な用品を交付することができる。

- 2 前項のあいサポートバッジ等及びあいサポーター養成講座に必要な用品に係る費用は、市の負担とする。
- 3 メッセンジャーがあいサポーター養成講座を実施した場合は、市又は受託者は、当該メッセンジャーに対し、謝金を支給することができる。
- 4 市又は受託者は、あいサポーター養成講座と同等であると認められるイベント等を実施した場合に、当該イベント等の実施に協力したメッセンジャーに対し、謝金を支給することができる。

(あいサポーター養成講座の実施報告)

第 15 条 メッセンジャーが、あいサポーター養成講座を実施した場合は、原則として実施した月の翌月の 10 日までに、市又は受託者に対し報告書を提出するものとする。

- 2 前項の報告書には、少なくとも次に掲げる項目を含めるものとする。
  - (1) メッセンジャーの氏名、登録番号
  - (2) あいサポーター養成講座の実施日時
  - (3) あいサポーター養成講座を受講した人の人数、及びそのうちあいサポートバッジを新規に交付した人数

(メッセンジャーの養成)

第 16 条 市又は受託者は、メッセンジャーを養成するため、あいサポートメッセンジャー養成研修を行う。

(あいサポートメッセンジャー養成研修の内容)

第 17 条 あいサポートメッセンジャー養成研修の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、受講者の都合によっては、その一部を実施しないこと、又は別の方法に代えることができる。

- (1) あいサポート運動に関する説明
- (2) 障害の特性、障害のある人への必要な配慮等の理解を促進するための DVD の視聴
- (3) 障害の特性に係る講義
- (4) あいサポートメッセンジャーテキストの説明

(メッセンジャーの認定)

第 18 条 市又は受託者は、あいサポートメッセンジャー養成研修の修了者に対し、認定証を交付するとともに、メッセンジャーとして登録する。

- 2 前項の認定証には、氏名及び認定番号を記載するものとする。

(あいサポートメッセンジャー養成研修の実施報告)

第 19 条 市又は受託者は、あいサポートメッセンジャー養成研修を実施した場合は、原則として実施した月の翌月の 10 日までに、報告書を取りまとめるものとする。

## 第 5 章 雑則

(庶務)

第 20 条 あいサポート運動の推進に係る庶務は、西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課又は受託者が行う。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別記（第 2 条関係）

あいサポートバッジの形状



(1) 寸法

ア 縦 22 ミリメートル

イ 横 24 ミリメートル

(2) 彩色

ア 前方の図形 橙色

イ 後方の図形 白色

ウ 文字 白色又はそれに準じた色

エ 図形の線 前後の図形が判別できる色